明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二　妊婦健康診査の内容等

一　市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。

イ　問診、診察等

妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとすること。

ロ　検査

子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長の検査を行うものとすること。

ハ　保健指導

妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとすること。

二　市町村は、一に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の上欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に一回
Ｂ型肝炎抗原検査	
Ｃ型肝炎抗体検査	
ＨＩＶ抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に一回及び妊娠二十四週から妊娠三十五週までの間に一回
血算検査	妊娠初期に一回、妊娠二十四週から妊娠三十五週までの間に一回及び妊娠三十六週から出産までの間に一回
ＨＴＬＶ－１抗体検査	妊娠初期から妊娠三十週までの間に一回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に一回
超音波検査	妊娠初期から妊娠二十三週までの間に二回、妊娠二十四週から妊娠三十五週までの間に一回及び妊娠三十六週から出産までの間に一回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠三十週までの間に一回
Ｂ群溶血性レンサ球菌（ＧＢＳ）検査	妊娠三十三週から妊娠三十七週までの間に一回

第三　市町村の責務

一　市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。

二　市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。

三　市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。

○厚生労働省告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、別表第１第２章の２の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第１第１章の１の(2)のアの中「$A\times\frac{1}{3}+B\times\frac{2}{3}+C$」を「$A\times\frac{0}{3}+B\times\frac{3}{3}+C$」に改め、同章の２の(1)のアの表を次のように改める。

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
１級地	62,940円	66,680円
２級地	59,800	63,340
３級地	56,650	60,010

別表第１第２章の１の(1)の表を次のように改める。

級地別	妊婦		産婦
	妊娠６か月未満	妊娠６か月以上	
１級地及び２級地	8,960円	13,530円	8,320円
３級地	7,610	11,500	7,070

別表第１第２章の２の(1)の表を次のように改める。

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	１級地	26,310円	17,530円
	２級地	24,470	16,310
	３級地	22,630	15,090
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		21,890	14,590

別表第１第２章の２の(3)中「14,140円」を「14,480円」に改め、同２の(4)中「11,860円」を「12,140円」に改め、同２の(5)中「69,520円」を「69,710円」に改め、同章の３中「9,850円」を「9,690円」に改め、同章の４の(1)の表を次のように改める。

級地別	加算額
１級地及び２級地	13,020円
３級地	11,070円